（新規登録の添付書類）

第四十三条　法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為

ロ　登記事項証明書

ハ　次に掲げる事項を記載した書類

(1)　旅行サービス手配業務に係る事業の計画

(2)　旅行サービス手配業務に係る組織の概要

ニ　法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第八号まで並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類

二　申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）

ハ　法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類

ニ　前号ハに掲げる書類

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロから二までに掲げるものとする。

（旅行サービス手配業者登録簿の様式）

第四十四条　法第二十五条第一項の旅行サービス手配業者登録簿の様式は、第十八号様式とする。

（新設）

（登録事項の変更の届出）

第四十五条　旅行サービス手配業者は、法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十九号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、法第二十四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2　前項の届出書には、変更に係る事項に関する第二十号様式による書類及び法人の代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類（変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときに限る。）を添付しなければならない。

3　第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。この場合において、同条第三項中「登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）」とあり、並びに同項、同条第四項及び第五項中「登録行政庁」とあるのは「変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。

（新設）

（旅行サービス手配業務取扱管理者の職務）

第四十六条　法第二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十条の規定による書面の交付に関する事項

二　旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項

（新設）